せきね 知っ得！通信

8
AUGUST
2023

社会保険労務士法人せきね事務所　せきねFP事務所
〒947－0028　小千谷市城内2－4－26　℡0258－83－3048　fax0258－83－3049
ﾒｰﾙ sekinekyrs@mountain.ocn.ne.jp　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ https://www.office-sekine.com
第１５５号 発行：２０２３年８月

命より大切な節約はありません。まめな水分補給、適切なエアコンの利用を！

賞与の季節…賞与支払届は出しましたか？

賞与からは社会保険料が徴収されなかった頃が懐かしい…H15以前は良かったですよね。さて、最近の年金事務所の調査では、単純な賞与支払届の出し忘れの指摘以外に通達を根拠に、支給要件や支給回数が曖昧なインセンティブの「手当」や支給事由が曖昧な「その他支給」に対し、賞与支払届の提出を命じられる例が散見されています。

後になって賞与支払届を提出することになると、遡って従業員から健康保険・厚生年金保険の保険料の折半分を徴収しなければならず、手続きが煩雑な上に、従業員からの反発が予想されますので、そのような事態は避けたいものです。そのためには、正しい理解と事前の対策が欠かせませんので、まとめてお伝えします。

「通常の報酬」・「賞与」・「賞与に係る報酬」の違い

社会保険の手続き上、３つに分類されます。「通常の報酬」は算定基礎届か月額変更届によって保険料の等級が決まり、毎月の給与から徴収。「賞与」は、賞与支払届によって保険料徴収、年４回以上支給の「賞与に係る報酬」は、７月１日前の１年間に受けた額を12で割った額を算定基礎届に加えなければなりません。

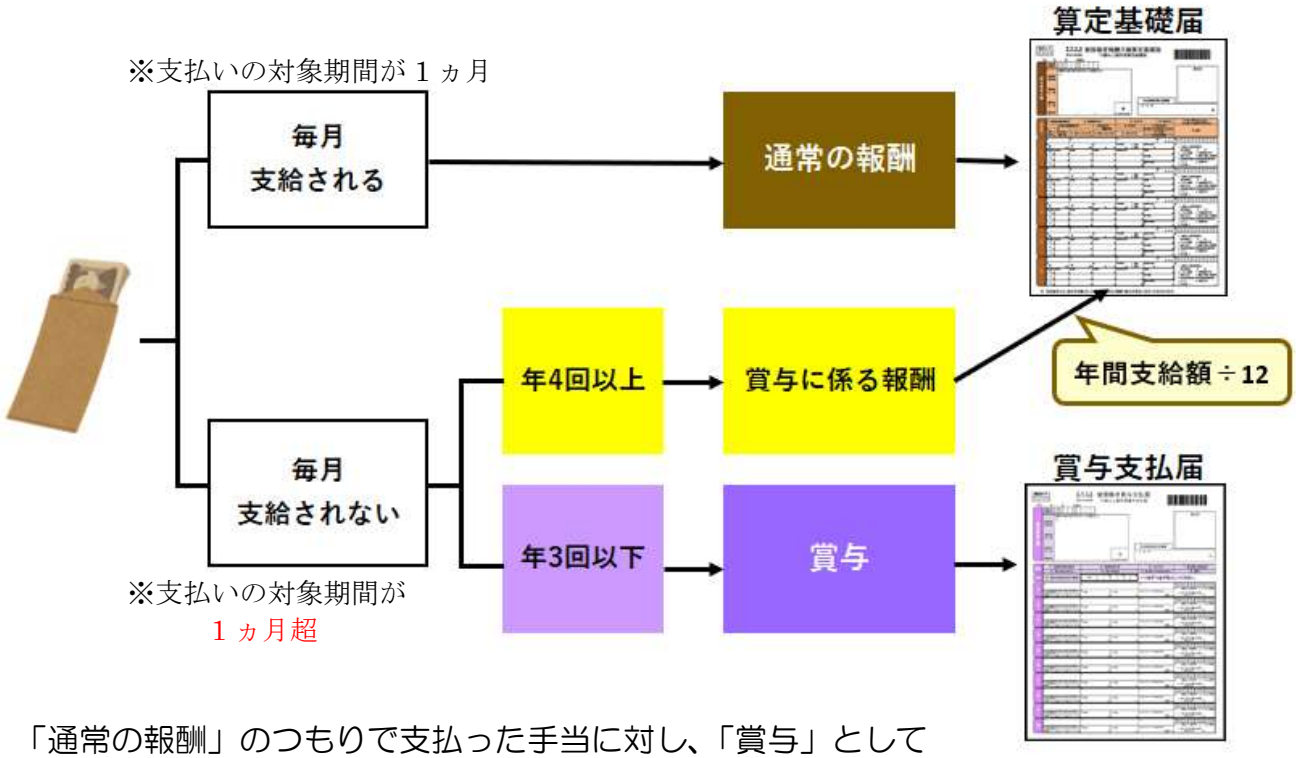

「通常の報酬」のつもりで支払った手当に対し、「賞与」として賞与支払届の提出を指示されることがないようにしておきましょう。

次ページに続く

歩合給の支給、数カ月に１度支給する手当には注意！

例えば、毎月の売上高や営業成績に応じて「営業手当」を支給しているケース。
固定給の営業手当①、歩合によって年２回支給する営業手当②がある場合、給与規定や賃金台帳に区分の記載があるかどうかで取扱いが変わります。

【給与規定や賃金台帳に区分の記載がある場合】
営業手当②は賞与として取扱いますので、賞与支払届が必要です。

支給月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本給		20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円
営業手当	営業手当①	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
		←				通常の報酬				→			
	営業手当②			8万円 賞与						10万円 賞与			

【給与規定や賃金台帳に区分の記載がない場合】
すべて賞与に係る報酬として取扱いますので、算定基礎届に 1/12 加える必要があります。

支給月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本給	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円
営業手当	1万円	1万円	9万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	11万円	1万円	1万円	1万円
	←				賞与に係る報酬				→			

売上高や営業成績に応じた「営業手当」を「通常の報酬」として取扱うには、給与規定や賃金台帳に手当の性格を明記して、毎月支給することが必要です。まずは、給与規定の見直しから進めましょう。
ちなみに、「営業手当」に限らず、３ヵ月に一度、半期に一度など、数カ月分をまとめて支給する手当は「賞与支払届」の提出を求められますので注意！参考になれば幸いです。

コーヒーブレイク

永年勤続表彰金の社会保険上の取扱い

「標準報酬月額の定時決定及び随時改定の事務取扱いに関する事例集」の問答より

問　長期勤続者に支給する金銭、金券又は記念品等の「永年勤続表彰金」は、「報酬等」に含まれるか？

答　永年勤続表彰金については、企業により様々な形態で支給されるため、その内容に基づき判断を行う必要があるが、少なくとも以下の要件を全て満たすような支給形態であれば、恩恵的に支給されるものとして、原則として「報酬等」に該当しない。

【永年勤続表彰金における判断要件】

① 表彰の目的→　企業の福利厚生施策又は長期勤続の奨励策として実施するもの。
② 表彰の基準→　勤続年数のみを要件として一律に支給されるもの。
③ 支給の形態→　いわゆるお祝金の範囲を超えないもので、表彰の間隔が概ね5年以上。

シニア採用の現状と課題

マイナビが行った調査（2023 年）の結果によると、人手不足を背景に、非正規雇用のシニア（65 歳以上）の採用について、警備、介護、ドライバーといった業種で採用実績が高いようです。

〇警備　89.4%（前年比 1.2 ポイント増加）
〇介護　79.6%（前年比 2.5 ポイント増加）
〇ドライバー　78.6%（前年比 6.9 ポイント増加）

シニアを採用したい理由	シニアを採用したくない理由
1 位　人手不足の解消・改善に繋がるから（51.2%） 2 位　専門性が高い・経験が豊富（37.1%） 3 位　これまで採用したシニアが優秀だったから（25.4%）	1 位　体力や健康面に不安がある（53.7%）

人手が不足している企業では、シニアの採用が今後いっそう検討すべき課題となります。
一方で、今いる中堅社員の介護離職を防止する、「多様な働き方」に対応して自社の魅力アップにつなげるなどの取組みも重要となってきます。介護離職の防止に関しては、来年にも法改正が行われる見込みですので、今後の情報に留意しておきましょう。

生成ＡＩサービス利用時の注意点

ChatGPT 等の生成ＡＩサービスが話題です。
プロンプトと呼ばれる質問・指示に対し、自然な文章で膨大なデータから導いた回答を返してくれることから、生産性の向上などに寄与するとされています。
その反面、法的な整備が追いついていない点も多く、利用には注意も必要です。なかでも、個人情報や秘密情報の入力は避けるよう注意喚起されています。なぜなら、入力した内容はデータ学習に使用されることがあり、流出の懸念があるからです。

では、どのような使用ルールを策定すればいいのでしょうか。参考になるのが、一般社団法人日本ディープラーニング協会による「生成ＡＩの利用ガイドライン」です。生成ＡＩの活用を考える組織がスムーズに導入を行えるように、利用ガイドラインのひな型が公開されています。
また、個人情報取扱事業者が社内での積極的な活用を検討しているのであれば、個人情報保護委員会による「生成ＡＩサービスの利用に関する注意喚起等」にも目を通しておきましょう。

「気づかないうちに社員が不適切な使用をして、問題に発展してしまった」ということのないよう、早めに対策を講じておきたいですね。

「気になる！」を勝手に情報発信コーナー

書籍　　爆弾　　呉 勝浩

暴力沙汰で署に連行された「スズキタゴサク」と名乗る男。「霊感が働く」と言い出し、都内に仕掛けられた爆弾の爆発を予告。予告通りに爆発が起き、その後の取調室では、警察と男との心理戦に。爆弾はどこに仕掛けられているのか？仕掛けたのはスズキタゴサクなのか？男の真の狙いとは…？ 威信をかけて捜索する警察ととぼけながら爆破をほのめかす男との緊迫したやり取りが面白い。日本最大級のミステリランキングでダブル１位を獲得した作品。

登山　　燕岳（つばくろだけ）　標高 2763m

北アルプスの入門コースのひとつ。登山者から絶大な人気を誇る山小屋「燕山荘」を予約し、筋トレ等の体力づくりや準備登山（弥彦山・平標山・越後駒ケ岳）を重ね、憧れを現実にしました。長野県安曇野の中房登山口まで行き、アタック開始。第一･第二ベンチまでは余裕がありましたが、その後の急登に苦戦しおよそ３時間かけてやっと約半分の合戦小屋に到着。有名な「合戦小屋のスイカ」に夢中でかぶりつきました。

その後も休み休み歩を進め、６時間ちょっとで燕山荘に到着。

イルカ岩と記念写真

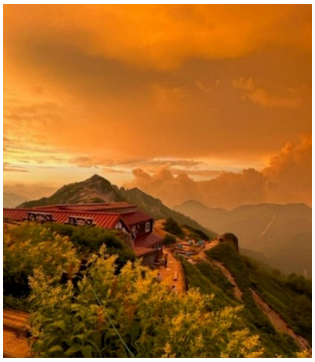

山小屋に荷物を預け、岩の造形美とコマクサの群生を愛でながら山頂まで歩き、帰りには運よく雷鳥も見ることができました。北アルプスの山々、夕焼け、虹、星空、ご来光など美しい景色を贅沢に味わい、生ビール・食事も美味で、山小屋とは思えない快適な時間を過ごしました。2019 年の富士登山から足が遠のいていましたが、やっぱり山登りはいいなぁと感じています。特に、燕岳・燕山荘はまた来たいと思わせる場所でした。

今月のさぶろく（6 歳 11 ヵ月）＆ ろくいち（4 ヵ月）

ろくいち君は相変わらず「シャー！」と怒ってばかりです。※名前の由来は 6/1 現在の高齢者・障害者の雇用状況を報告する「ロクイチ報告」より。ちなみに、さぶろくさんは、時間外・休日労働の労使協定「サブロク協定」より。

さぶろくさんは、猛暑の夏にうんざりしている様子。フローリングに「へそ天」でだら～っと過ごしています。